

図表 20 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の概要

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要
（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

改正の概要

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

（出典）厚生労働省資料

（発生予防）

- 文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や孤立感の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応等の取組を支援している。
- 厚生労働省では、児童福祉法等の一部改正を踏まえ、法定化された子育て世代包括支援センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図ることとしている。さらに、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を、全ての市町村において実施することを目指している。

（早期発見・早期対応、保護）

- 文部科学省では、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実等、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。
- 児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村は、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされたことを踏まえ、当該支援拠点の設置を推進している。
- 児童相談所全国共通ダイヤル（189）について、平成28（2016）年4月に、音声ガイダンスの短縮や、平成30（2018）年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式の導入などの改善を進めている。

○警察では、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めており、関係機関との連携を強化しながら子供の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っている。

○法務省の人権擁護機関は、児童虐待事案の情報を認知した場合は、事案に応じて、児童相談所などと連携し、子供を一時保護させたり、加害者に対して説示を行うなど適切な対応をとり、被害を受けた子供の救済に努めている。

(社会的養護の現状と課題)

○厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めている。

○厚生労働省は、里親支援事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置により、地方公共団体における里親委託推進に向けた取組を促しているほか、毎年10月を里親月間として定め、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請している。

(施設退所児童等の自立支援策の推進)

○厚生労働省は、社会的養護の下で育った子供の自立への支援の充実を図るため、家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」の創設等を実施している。

(施設機能の充実)

○厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

(被措置児童等に対する虐待の防止)

○厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。

2 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(1) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

○警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。

○検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。